

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二七
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二七
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二七
- 随意契約の相手方を決定した件二件 二八
- 落札者を決定した件 二九
- 福島県教育委員会 三〇
- 福島県指定重要文化財として指定する件 三〇

告 示

福島県告示第三百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月六日から同年五月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月六日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
ヨークタウン金屋 福島県郡山市田村町金屋字冬室一一八番一ほか
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

公 告

公告第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年四月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
福島市土地改良区

退任した役員	住所
役別 氏名	
理事 原田 光一	福島市町庭坂字原際三二番地
同 佐藤 次夫	同 市飯坂町湯野字北原一二番地
就任した役員	
役別 氏名	住所
理事 芳賀 正寿	福島市町庭坂字上清水五五番地
同 楠 庄吉	同 市飯坂町湯野字作道一九番地

（農村計画課）

公告第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

一項の規定により、いわき市からいわき都市計画高度利用地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第79号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年4月6日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉田裕司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 5,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
40,500円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第80号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下

「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年4月6日

福島県県中流域下水道建設事務所長 吉田裕司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務(県中浄化センター) 5,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
10,260円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第81号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年4月6日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
コピー用紙A4(2,500枚入) 予定数量34,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1
- 5 落札金額
1箱あたり1,027円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年2月9日

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

平成三十年四月六日

福島県教育委員会

一 彫刻の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
杉阿弥陀堂 木 造阿弥陀如来坐 像 杉阿弥陀堂 木 造毘沙門天立像	一 躯	江垂行政 区	南相馬市鹿島区江垂字 天神沢一五番地	南相馬市鹿島区江垂 字天神沢一五番地 杉阿弥陀堂

二 典籍の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
神皇正統記 只 見本	一 点	只見町	南会津郡只見町大字只 見字雨堤一〇三九番地	南会津郡只見町大字 只見字町下二五九一 番地の三〇 只見町 教育委員会

三 考古資料の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
四穂田古墳出土 品一括 三角板鋌留短 甲 鉄大刀 鉄鏃 鉄鉈	一 点 三 口 二 点 二 点	中島村	西白河郡中島村大字滑 津字中島西一一番地一	会津若松市城東町一 番二五号 福島県立 博物館

鉄斧
砥石
土器破片

一 点
二 点
一 点

(文化財課)